

福岡県警察本部長 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（答申）

平成23年7月25日福警組対第11242号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第5条に規定する利用及び提供の制限並びに同条例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、いずれも公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限（第5条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務
所管課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
個人の類型	暴力団と関係があるとして県及び県内市町村に通知した事業者
目的外利用・提供の概要	暴力団排除活動の推進及び県民等の暴力団排除意識の向上を図るため、暴力団関係事業者の情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
利用・提供先	県民等（インターネット利用者）

2 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務
所管課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
事務の目的	暴力団関係事業者の情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、暴力団排除活動の推進及び県民等の暴力団排除意識の向上を図る。
識別される個人の類型	暴力団と関係があるとして県及び県内市町村に通知した事業者
提供する個人情報の種類	所在地、商号又は名称、代表者名、通知に係る事実概要
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとする。 (3) 条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。

本答申は、「平成22年7月8日付け答申、22個保審第3号」を含めたものである。